

## 地域振興事業助成金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人沖縄県地域振興協会（以下「協会」という。）定款第4条の規定に基づき、地域の特性を活かした個性豊かな地域づくりを推進することによって、住民の健康で文化的な生活の確保に資するため、対米請求権事案に係る被害者等の援助事業の一環として、市町村等が行う国・県の補助対象とならない地域振興事業に要する経費に対し、予算の範囲内において地域振興事業助成金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成対象事業等)

第2条 助成金の交付は、原則として国又は県の補助を受けない事業について行うものとし、助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）、経費及び助成率等は、別表のとおりとする。

### (助成金の交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする市町村等は、毎年度会長が定める日までに、地域振興事業助成金交付申請書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

### (助成金の交付決定及び通知)

第4条 会長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し助成金を交付することが適当と認めたときは助成金交付の決定を行い、速やかに地域振興事業助成金交付決定通知書（第2号様式）により通知する。

### (申請の取下げ)

第5条 助成金の交付申請者（以下「助成事業者」という。）は、助成金の交付申請を取下げようとするときは、その旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

### (内容及び経費配分の変更申請)

第6条 助成事業者は、軽微な変更を除き、助成事業の内容又は経費配分を変更しようとするときは、地域振興事業内容（経費配分）変更承認申請書（第3号様式）を会長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の申請に係る事業の内容又は経費配分変更がやむを得ないと認めたときは、その旨を地域振興事業内容（経費配分）変更承認書（第4号様式）により通知する。
- 3 第1項に規定する軽微な変更は、助成事業の経費区分相互間の経費配分の変更でそれぞれ

れの経費の20%以内の増減とする。

#### **(中止又は廃止の承認申請)**

第7条 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、地域振興事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を会長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請に係る事業の中止又は廃止がやむを得ないものと認めたときは、その旨を地域振興事業中止（廃止）承認書（第6号様式）により通知する。

#### **(実績報告書等)**

第8条 助成事業者は、助成事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して30日以内に、地域振興事業実績報告書（第7号様式）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、特に必要と認めた場合には、助成の対象となった事業に係る資料の提出を求め又は職員を実地に検査させることができるものとする。

#### **(助成金の交付方法)**

第9条 助成金は、精算払いにより交付するものとする。

#### **(雑則)**

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年11月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

助成対象事業	助成対象経費	助成率等
地域活性化推進事業	地域特性を活かした地域の主体性と創意工夫による地域活性化のための調査研究、計画策定等の活性化推進事業に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成率</li> <li>経費の 80%以内。</li> <li>・ 助成限度額</li> <li>市町村：150万円</li> <li>広域市町村圏事務組合：150万円</li> </ul>
地域産業振興事業	地域の主体性と創意工夫により、地域資源や伝えられている技術を活かした産業おこしの推進、地域に根ざした産業育成等の産業振興事業に要する経費	
地域環境保全推進事業	地域特性を考慮した快適な環境の維持・増進のため、環境資源の適正な活用や保全、住民への普及啓発、快適な環境づくり等の環境保全推進事業に要する経費	
地域文化振興事業	ゆとりと潤いに満ちた地域づくりのため、地域の貴重な伝統文化の保護、継承や地域間交流、文化普及、研究活動等の文化振興事業に要する経費	
地域国際交流推進事業	地域住民が異文化を体験し、国際理解を深めるための国際交流の推進、地域リーダー育成や国際交流の担い手育成のための海外派遣研修等の国際交流推進事業に要する経費	
地域情報化推進事業	地域情報化の推進を図るための調査研究、計画策定及びシステム開発等に要する経費	

別表 2 (第 2 条関係)

助成対象事業	助成対象経費	助成率等
<p>地域学力向上 支援事業</p>	<p>地域が運営する学習塾支援等、地域における児童・生徒（小学生・中学生）の学力を直接向上させるために要する経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 助成率 80%</li> <li>・ 助成限度額 (人口規模)</li> </ul> <p>20 万人以上 : 180 万円</p> <p>20 万人未満 ~10 万人以上 : 150 万円</p> <p>10 万人未満 ~3 万人以上 : 120 万円</p> <p>3 万人未満 ~2 千人以上 : 90 万円</p> <p>2 千人未満 : 60 万円</p>